

だが此防錆法は今日では値段が高い。私の見當では光明丹及びペイントの方法の七八倍にはなると思ふ。夫れに現在の工場では精密鐵製品の防錆に主力を入れてゐるから巨大な橋梁部材等に加工する様な設備も出來てゐない。然し橋梁技術者としては之れを鋼橋に應用する方法も研究する必要はあると思ふ。殊にパーユバウダーの原料は磷酸と滿鐵鐵であつて充分國産品で間に合ふものださうである。

書いた。考へ違ひした處もあらうかとも思ふのであるが、咆私の云ひたいことは、吾が國は世界的に鋼鐵の腐蝕し易い風土を持つて居る處であり、且つ日本人の性質は耐久性と云ふことに割合無關心なのであるし、又鋼材の腐蝕に依る消耗は巨額に及ぶものであるから日本土木技術者は充分に鋼鐵の防錆方法に關心を持たれて、一層の研究をして頂かなければならないと思つたので敢えて思ひ付を書き綴つたのである。御諒承を得たい。

土地工作物管理使用收用令に就て (完)

田 口 二 郎

目 次

- 第一 總 説
- 第二 管理、使用、收用の意義
- 一 管 理

- 二 使 用
- 三 收 用
- 第三 管理、使用、收用の當事者
- 一 管 理、使用、收用の主體

二 管理、使用、收用の相手方
第四 管理、使用、收用の目的物

一 總動員業務

二 土地

三 工作物（以上五月號掲載）

第五 管理、使用、收用の準備

第六 管理、使用、收用の手續

一 内閣總理大臣との協議

二 管理、使用、收用令書の送達又は公告

三 管理、使用、收用の事前中止及管理、使用の廢止

（以上六月號掲載）

第七 管理、使用、收用の效果

一 権利の得喪及停止

二 土地、工作物の引渡

三 報告徴取及臨檢々査

第八 損失補償

一 損失補償の意義及範圍

二 損失補償の請求（以上七月號掲載）

三 擔保物権者の保護（以下本號掲載）

第九 擴張收用

一 殘部收用

二 物件收用

三 完全收用

第十 優先買受

（完）

國を冠したのは、國家總動員法

土を冠したのは、土地收用法

（略語解）
則を冠したのは、土地工作物管理使用收用令施行
引用條文に

規則
冠字のないのは、土地工作物管理使用收用令

第八 損失補償（承前）

三 擔保物権者の保護

管理、使用、收用した土地、工作物又は當該土地に在る
工作物其の他の物件が、知れたる先取特權、質權又は抵當
權の目的たる場合に於ては、主務大臣は其の權利の目的た
る物に交付すべき補償金を供託しなければならぬ。而
して先取特權者、質權者又は抵當權者は此の供託金に對し
ても其の權利を行ふことを得るのである（第十四條）。

之は擔保物權者保護の爲に存する規定であつて、所謂物上代位の原則の適用に外ならない。土地收用法に於ては、民法第三百四條、第三百六十一條及第三百七十二條の規定に依つて同趣旨の規定を設け、損失補償金に對しても物上代位の原則の適用があることを明かにしてゐる（土第六十五條）が、それに依れば擔保物權者が物上代位の權利を行ふには補償金の拂渡前に於て差押をしなければならぬことになつてゐる。然しながら此の手續を迅速に執行して擔保物權者が満足を得ることは實際問題として極めて困難と謂はなければならぬ。そこで本令に於ては擔保物權者保護の爲更に一步を進めて、補償義務者たる主務大臣に先取特權、質權、抵當權の目的たる物に關して交付する補償金の供託義務を負はしめ、此の供託金の上に當該擔保物權を行ふことを得るものとした。尤も之等擔保物權の存する以上は如何なる場合に於ても絶對的に供託せねばならぬものとするは補償義務者たる主務大臣に著しき困難を強ひる結果を來す虞があるので、當該物件が知れたる先取特權、

質權又は抵當權の目的たる場合に於てのみ供託を要するものとつてゐる。従つて、過失なくして先取特權、質權又は抵當權の存在を知り得なかつた場合に於ては供託の義務を負はないのである。

又土地收用法に於ては先取特權、質權、抵當權の目的物が收用又は使用された場合にのみ物上代位が認められるのであつて、例へば土地が收用された場合に地上物件たる建物の抵當權者は其の移轉料に對して物上代位を行ふことは出來ないのである。蓋し、擔保物權の目的物が變形した場合には其の變形物の上に權利を行はしめやうとする物上代位の精神に積へれば、擔保物權の目的物が收用又は使用された場合に於てのみ之を認めれば足りるからであらう。ところが、本令に於ては、管理、使用、收用した土地、工作物が先取特權、質權、抵當權の目的たる場合のみならず管理使用、收用した土地に在る工作物其の他の物件が之等擔保物權の目的たる場合に於ても亦其の物に付交付すべき補償金の供託を命じてゐる。従つて地上物件の移轉料の如きも

供託され、先取特權者、質權者又は抵當權者は之に對して權利を行ふことが出来るのである。されば此の範圍に於ては物上代位の原則を超えて擔保物權者保護の徹底を圖つたものと觀るべきであらうか。

第九 擴張 收用

土地、工作物の管理、使用、收用は總動員業務に必要な範圍を以て其の限度とし、其の損失に對しては損失補償請求權が認められるが、場合に依つては必要の限度を超えて其の範圍を擴張し、之に對して完全なる損失補償を與へることが目的物の所有者にとつて好都合であると共に經濟上に於ても亦得策となることがある。

斯る必要に應ずる爲に本令は一定の場合に於ては目的物の所有者に擴張收用請求權を認めてゐる。之は國家に對し必要な限度を超えて收用を爲すことを請求する權利であつて、損失補償請求權を補充する意義を持つものである。従つて其の性質は損失補償請求權と異なることなく、處分の

主體たる地位に於ける國家に對して有する公法上の權利である。而して其の行使が法定要件を具備し適法である限り國家は之に拘束せられ擴張收用を爲さなければならぬのである。

土地收用法にあつては、擴張收用に殘地收用(土第五十條)地上物件收用(土第五十一條及第五十二條)、完全收用(土第五十五條)の三態様を認め、物件收用に關しては目的物の所有者のみならず、起業者にも之が認められてゐる。本令に於ても同様に三態様の擴張收用が定められてゐるが、何れも目的物の所有者に付て認められてゐるだけであつて、收用の主體たる國家に付ては物件收用も認められてゐない。

一 殘部收用

土地又は工作物の一部を收用するに因り、其の殘部を從來用ひたる目的に供すること能はざるときは、所有者は其の全部の收用を請求することが出来る。此の請求は殘部を從來用ひたる目的に供すること能はざる事由を具し、遅くとも收用の時期より起算し一月以内に主務大臣に對して之

を爲さねばならない。而も殘部に係る損失に付補償の請求を爲したときは之を爲すことを得ないのである(第十五條、則第七條)。

土地收用法に於ける殘地收用に相當するが、收用の目的物が土地又は工作物である爲に兩者に共通の用語として殘部收用と謂ふ。従つて此の擴張收用請求權を殘部收用請求權と呼ぶことが出来る。殘部收用請求權は、國家が土地又は工作物の一部を收用する場合に認められる。土地收用法に於ては、土地の一部とは一筆の土地の一部と謂ふ意味ではなく、連續的一體を爲し單一の經濟目的に供せられてゐる土地の一部と解されてゐる(護)。茲でも之と同様に考ふべきであると思ふ。尤も工作物に付ては具體的に解決の困難な場合があり得るかも知れないが、工作物の外觀上の獨立性のみを標準とせず、その服する經濟目的に依つて判斷することを要する。従つて一棟の建物を區分して其の一部を收用し、國家と從來の所有者との間に民法第二百八條に定むる所有關係を生ずる様な場合のみならず、一集團を

爲す數棟の建物が單一經濟目的に供されてゐるとき、其中の或一、二棟が殘されて收用される様な場合をも考へることが出来るやう。

殘部收用請求權は一部收用の結果として殘部を從來用ひた目的に供することが出来ない場合に始めて認められる。殘部がそれだけでは收用時期に於て現に供用されてゐた目的に供することが出来なくなる場合であつて、其の用途を變更すれば猶經濟的價值を有するとしても、それは問ふところでない。即ち從來の用法より觀て利用價值を喪失する場合であることを要する。従つて利用が困難になつたと謂ふ様な利用價值の減少に過ぎない場合を包含しないのである。尤も從來用ひた目的に供すことの出来ない場合と謂つても、それは絶對不能のみを指すのではなく社會通念上不能と認められる場合をも含むものと觀ねばなるまい。

殘部收用請求權の認められるのは從來の目的に供用不能となつた其の殘部全體に付てであつて、所有者が任意に其の殘部を分割して收用を請求することは許されない。又殘

部中の一部分のみが従來の目的に供用不能となつたのであれば、當該部分に付てのみ存することとなる。

殘部收用請求權行使の期日は、收用の時期より起算して遅くとも一月以内であるから、之を徒過したならば權利を喪失するものと思ふ。

所有者が既に殘部に係る損失に付て補償の請求を爲した場合に於ては、損失補償は曩に述べた通り完全性を要素とするものである以上收用された部分には完全なる補償を請求し、殘部に付ても亦完全な補償を請求したものと觀るべきであるから、損失補償請求權を擴充する意義を有する擴張收用請求權を認める餘地はない。従つて此の場合には殘部收用請求權が認められてゐないのである。

殘部收用請求權が適法に行使され、國家が之に拘束されて收用する場合には、令書に依つて之を爲すべきは當然であるが、初から收用するときの如き手續を要するや否やは疑問である。消極に解すべきではあるまいか。殘部が收用された場合には所有者其の他の損失補償請求權者が六ヶ月

以内にて其の請求をなし得ることは謂ふ迄もあるまい。

(註)「土地ノ一部ノ收用ニ依リ殘地ノ價格ヲ減少スルヤ否又ハ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハザルヤ否ハ必ズシモ土地臺帳記載ノ各筆ノ區域ヲ基礎トシテ定ムベキモノニ非ズシテ、土地臺帳ニ於テハ數筆ニ記載セラレアル土地ト雖モ一體ヲ爲シ單一ノ經濟目的ニ供セラレタルモノト認ムベキモノニ付テハ、一體ヲ爲セル土地ノ區域ヲ基礎トシテ定ムベキモノトス」(昭和七年三月二十九日行政裁判所判決)。

二 物件收用

主務大臣は使用又は收用に係る土地又は工作物に在る物件の所有者又は占有者をして其の物件を移轉せしめることが出来ることは既に述べた通りであるが、此の場合に於て當該物件を移轉するに因つて從來用ひたる目的に供すること能はざるときは、所有者は其の收用を請求することを得る。此の請求は當該物件を移轉するに因つて從來用ひたる目的に供すること能はざる事由を具し、主務大臣の移轉命令ありたる後、遲滞なく主務大臣に對して之を爲さねばならない。而も當該物件の移轉に係る補償の請求を爲したと

きは之を爲すこと得ないのである（第十六條第二項、則第八條）。

土地收用法に於ける地上物件收用に相當するものであるが、目的物が土地又は工作物に在る物件であるから茲では物件收用と謂ふのが適當であらう。従つて又此の擴張收用請求權を物件收用請求權と呼ぶことが出來やう。

物件收用請求權は當該物件を移轉するに因りて從來用ひたる目的に供することが出來ない場合に於て認められるものである。當該物件を移轉することが絶対に不能ではないが移轉することに因つて主務大臣の移轉命令に定められた移轉時期に於て現に供用されてゐた目的に供することが不可能になる場合、即ち從來の用法より觀て移轉することが當該物件の利用價値の喪失を招來する場合に認められるのである。従つて利用價値減少の場合を含まないこと勿論である。

移轉に係る補償即ち移轉料の請求を爲した場合に於ては移轉に因る損失の完全なる補償を請求したものと推定され

るから、それ以上に損失補償請求權の擴充を認むべき理由はない。されば此の場合には物件收用請求權が認められないのである。

尙此の物件收用請求權は、工作物に在る物件の所有者にも與へられてゐるのであるが、曩に損失補償請求權に付て述べた際に一言した如く、當該工作物に在る物件に付て所有權を有した者で當該工作物に付ては何等の權利を有しなかつた者は損失補償請求權を與へられてゐないのである。

ところが、第十六條の文理上に於ては明かに斯る者をも包含することゝなつてゐる。然しながら物件收用請求權は損失補償請求權の擴充として存在する擴張收用請求權の一であるから、損失補償請求權を與へられない之等の者に對しては之を認めてゐないものと解さなければなるまい。

物件收用請求權行使に基づく收用手續、補償請求等に付ては殘部收用請求權に關して述べたところと同様である。

三 完全收用

土地若は工作物の管理若は使用が三年以上に亘るとき、

又は土地若は工作物の管理若は使用に因り従來用ひたる目的に供すること著しく困難なるに至るときは、所有者は其の土地又は工作物の收用を請求することを得る。但し空闊を管理又は使用する場合に於て土地の使用を妨げざるときは此の限でない。此の收用の請求は管理令書又は使用令書の送達、又は之に代る公告のあつた後遅くとも一月以内に主務大臣に對して爲すことを要する。尙土地又は工作物の管理又は使用に因り従來用ひたる目的に供すること著しく困難なるに至るの事由に因り、收用を請求する場合には、其の困難なるに至るの事由を具すべきである（第十七條、則第九條）。

土地收用法に於て完全收用と呼ばれてゐるものに相當するから、此の擴張收用請求權は完全收用請求權と稱すべきであらう。

令書（又は之に代る公告）に定められた管理、使用の期間が三年以上に亘つてゐる場合及それに記載せられた管理、使用の方法に依れば當該土地又は工作物を従來用ひたる目

的に供することが著しく困難なる場合には此の完全收用請求權が認められる。蓋し斯る場合には管理、使用の行はれる間は従來の用法に於ける利用價值が失はれるものと觀たのであらう。管理、使用の期間が三年以上に亘る場合であつても管理、使用の方法が空闊を對象として居り、土地の使用に影響を來さないときは、利用價值を失ふものではないから完全收用請求權は認められない。又従來用ひたる目的に供することが必ずしも不可能でなくとも、著しく困難となるのであれば此の請求權が與へられるのであるが、著しく困難となることは結局利用價值の喪失に等しいと觀たものであらうか。尙従來の用法に供すること不可能な場合は、勿論此の請求權を認められるものと解さるべきであらう。

完全收用請求權行使の期間は、第三條の送達又は公告の後遅くとも一月以内と定められてゐる。従つて此の期間を徒過したならば、此の權利を失ふに至るものと觀ねばなるまい。

完全收用請求權の行使に基づく收用手續及其の效果等に關しては、他の擴張收用請求權に於けると異なるところはなし。

第十 優先買受

國家總動員法第十五條は收用した土地、工作物が不用に歸した場合に於て、收用した時から十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所に依り舊所有者又は其の一般承繼人は優先に之を買受けることが出来る旨を定めてゐる。

之は優先買受權に關する規定であつて、其の立法の基礎を爲す思想は略ぼ土地收用法に於ける買戻權に於けると大差なく、土地、工作物の舊所有者及一般承繼人は其の物の上に金錢的損失補償を以てしても猶滿し得ざる特別な價値感を有することが通常であるから、其の物が不用に歸した場合にはなるべく其の價値感を保護尊重して所有者の地位回復の機會を與へることが適當であるとしたものであらう。けれども更に其の外に土地、工作物に對する經濟上の

特別的地位をも願慮したものであることを見逃してはならぬ。

然しながら此の優先買受權は土地收用法上の買戻權と異り、土地、工作物が不用に歸した事實のみに依つて當然發生するものではなく、不用に歸した場合に於て收用した時から十年以内に國家が其の拂下げを爲す場合に始めて生ずるものである。而して其の權利の性質は、拂下の場合に競争入札に依らず第三者に優先して買受け得るものであつて先づ自己に對して賣買契約の申込を爲すべきことを請求する權利である。相手方は國家であるが賣買契約の當事者としての國家に對するものであるから、之が純然たる私權に屬することは明かである。尙此の權利は土地收用法上の買戻權が第三者に對しても效力を有し物權的性質を有するものと異つて、國家に對する債權的效力を有するものに過ぎない。従つて若し國家が此の權利の行使があつたに拘らず、第三者に對して先づ賣買契約の申込をしたとすれば、優先買受權行使に依り國家の負擔してゐる優先買受權者に對し

て先づ申込をなすべき債務の不履行を來すこととなる。

優先買受権者には舊所有者即ち收用した時に於ける所有者の外に其の一般承繼人がある。一般承繼人とは特定承繼人に對立する觀念であつて、舊所有者の相續人、會社の場合には合併に依る存續會社又は新設會社等である。之等の者は舊所有者の地位を承繼するものであり、特別の價値感及經濟上の地位等に付ても之を繼承すべき筋合のものとなつたのである。

優先買受権者の買受價格、つまり拂下價格は土地收用法上の買戻權の場合の如く補償價格に依るのではなく、總動員補償委員會の議を経て、政府が之を定めることになつてゐる（國第二十九條）。時日の經過に因る價格の變動、收用後の改良等に因る増價、使用に因る減價（特に工作物）等一切の場合に適合せる妥當な拂下價格を決定せしめんとするの趣旨に出でたものであらう。

以上の拂下及優先買受到關する勅令の定めとして本令に於ては次の様に規定されてゐる（第十八條）。

即ち、收用した土地又は工作物の全部又は一部が不用に歸し、國家總動員法第十五條の規定に依り拂下げんとするときは、主務大臣は舊所有者又は其の一般承繼人に對し其の旨及拂下の價格を通知せねばならない。但し主務大臣が舊所有者又は其の一般承繼人を確知し得ないときは官報に少くとも二回公告することを要する。此の通知又は公告は事實の通知、公告であつて賣買契約の申込ではない。

右の通知を受けた日から二月以内又は第二回の公告を爲した日から六月以内に舊所有者又は其の一般承繼人が買受の通知を爲さざるときは其の權利を失ふに至る。此の買受の通知が即ち優先買受權の行使であつて、此の期間内に之を行使しなければ、最早買受の意思なきものと看做し優先買受權を消滅せしめるのである。

第十五條の規定に依つて收用した殘部に付ては、他の部分が不用に歸し、國家總動員法第十五條の規定に依り之と併せて拂下げんとする場合に於てのみ、右に述べた手續及失權に關する事項の適用がある。

所有者の残部收用請求權に基づいて收用した部分は、本來は總動員業務の爲に必要を感じなかつた不用のものであるに拘らず、所有者の意思に基づいて收用したのであるから、此の部分のみに付て優先買受權を認むべき理由は乏しいのみならず、此の部分のみでは從來の目的に供し得ず所有者に取つて利用價值を失つたものとして、擴張收用せられたのであるから、此の残部のみに付て舊所有者及一般承

繼人に優先買受を認めることは合理的でない、そこで、他の部分が不用に歸し之と併せて拂下げんとする場合に於てのみ優先買受の問題を生ずるものとしたのである。而して他の部分とあるは、必ずしも他の部分の全部の場合のみならず、其の一部の場合をも包含するものと解すべきであらう。(完)

ナチス・ドイツに於ける道路法制 (三)

永 守 義 忠

第二章 自動車専用道路に関する法制

目 次

第一章 序論

研 究

(ドイツに於ける道路行政の概観と本稿の意圖)

第五號

第二章 自動車専用道路に関する法制

第六號

一 はしがき

二 自動車専用道路の意義

三 當初の組織形態